



2021年5月14日

各 位

会 社 名 綿半ホールディングス株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 野原 勇  
(コード番号：3199 東証第一部)  
問 合 せ 先 専務取締役 有賀 博  
(TEL. 03-3341-2766)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月24日開催予定の第73回定時株主総会で承認されることを条件に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行し、これに必要な定款の一部変更について同株主総会へ付議することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監督機能を強化するとともに、経営の効率性を高め迅速な意思決定を可能にするため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

経営の監督と業務執行を分離することにより、取締役会における経営戦略等の議論の充実を図り、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

##### (2) 移行の時期

2021年6月24日開催予定の第73回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の目的

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員及び監査等委員会である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行います。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙記載のとおりです。

##### (3) 変更の日程

定款一部変更のための株主総会開催日	2021年6月24日(木)
定款一部変更の効力発生日	2021年6月24日(木)

以 上

(下線部分は変更を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第一章 総 則 第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第一章 総 則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第二章 株 式 第 6 条～第 11 条 (条文省略)	第二章 株 式 第 6 条～第 11 条 (現行どおり)
第三章 株 主 総 会 第 12 条～第 18 条 (条文省略)	第三章 株 主 総 会 第 12 条～第 18 条 (現行どおり)
第四章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、15 名以内とする。 (新 設)	第四章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、15 名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 3 名以上とする。</u>
(取締役の選任) 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(取締役の選任) 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とは、区別して選任するものとする。</u> 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設)	(取締役の任期) 第 21 条 取締役 ( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
<u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	<u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時ま</u>

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 22 条～第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役はこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与、その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>第五章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 31 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p><u>でとする。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 22 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 23 条～第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与、その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。<u>但し、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とは区別して定める。</u></p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
--	--

<p><u>(監査役の選任)</u>  第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の任期)</u>  第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u>  第 34 条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  第 37 条 監査役会における議事録の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規定)</u>  第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	(削 除)

<p><u>2 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第六章 会計監査人 第 41 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第七章 計 算 第 44 条～第 47 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第五章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>第六章 会計監査人 第 34 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第七章 計 算 第 37 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u> <u>(監査役との責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 73 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 第 73 回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 40 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>
--	---